

税務

年末調整は国民年金の後納保険料に注意

10月～12月までに納付したケース、提出書類は後納保険料の領収書でOK

要約

- ▶ 平成24年10月1日より国民年金保険料の後納制度がスタート。過去10年分の未納保険料が納付可能に。
- ▶ 納付した後納保険料は年末調整の対象。10月から12月までに納付したケース、会社への提出書類は後納保険料の領収書でOK。

国民年金保険料については、納め忘れがあった場合でも過去2年分であれば納付することができるが、昨年8月に公布された年金確保支援法により、3年間の時限措置（平成24年10月1日～平成27年9月30日）として、過去10年分まで後納することができることとなった（本誌418号10ページ参照）。

この後納制度を利用するためには、厚生労働大臣の承認を受けるなど一定の手続きが必要となる。具体的には、後納期間などを記載した国民年金後納保険料納付申込書を年金事務所に提出する必要があるが、年金機構によれば、早ければ申込当日に後納保険料の納付書が発行され納付が可能となる模様だ。

ところで、納付した後納保険料は、社会保険料控除（所法74②五）として、年末調整の対象となることが課税当局への取材により確認されているが、手続きに当たっては、会社への提出書類に注意が必要だ。

年末調整の際には、日本年金機構から11月に送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の提出が必要となるが、この証明書にはその年の1月1日から9月30日までに納付した保険料の総額が記載され、10月1日から12月31日までに納付した分については、翌年2月に送付される控除証明書に記載されることとなる。

10月1日から始まった後納保険料を10月1日から12月31日までに支払ったケースでは、11月に送付される控除証明書に納付額が反映されないこととなるが、この場合は、後納保険料の領収書の提出により年末調整を行うことができる。

なお、納税者本人が生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき過年分の国民年金保険料を後納した場合には、納税者本人が年末調整により社会保険料控除の適用を受けることが可能だ。

この場合、後納保険料が高額となることが想定されるが、所得金額から差し引くことができなかった社会保険料控除額を翌年以降に繰り越すことはできない。

後納保険料は、平成24年10月1日から平成27年9月30日にかけて、分割納付することが可能であるため、後納保険料による所得控除を活用するためには、分割納付も視野に入れた対応が必要となる。

お知らせ：次号（474号）は11月12日発行とさせていただきます。